

馬券の払戻金に係る課税について

1 はじめに

JRAのG1シリーズが真っ只中。競馬ファンの会員におかれましては予想に明け暮れ、演奏されるファンファーレに興奮（入れ込み）し、たまらない季節の事と存じます。今回は馬券で儲けたら税務上どうするの？に触れてみたいと思います。

2 従来の国の考え方

馬券の払戻金による所得は一時所得とされてきました。一時所得は年間50万円の特別控除額がありますので、所得が年間50万円を超えていなければ確定申告の必要がありませんでした。

3 ところが

世の中、変な事を考える人が現れました。会社員Aさんは、パソコンが得意で自らが開発した馬券購入ソフトを使い、営利目的で継続的に3年間に28億7000万円の馬券を購入し、30億1000万円の払戻を受けて1億4000万円の利益を得ていた事が発覚しました。

Aさんは、国税当局から脱税事件で起訴されました。刑事裁判が始まり、検察官は払戻金は一時所得に該当するので、必要経費は当選馬券の購入代金のみで課税対象所得金額は14億5000万円であると主張しました。

これに対して、Aさんは娯楽趣味ではなく営利活動として反復継続的に馬券を購入しているので経済行為であり、雑所得にあたり外れ馬券も必要経費に算入するべきものであると反論し、双方意見が真っ向から対立しました。

4 結果

1審 Aさん勝利。2審 Aさん勝利。最高裁 Aさん勝利。裁判所は脱税額が5億7000万円を大幅に減額をして、脱税額を5200万円と認定しました。つまりこのケースでは一時所得ではなく雑所得として外れ馬券の全てを必要経費として認定した訳です。

5 終わりに

所得税法基本通達34-1が改正されました。詳しくは国税庁HPを参照して下さい。一般の競馬ファンには全く関係ありません。一時所得です。それより好きな馬を応援し、購入馬券を的中させて、税務申告は当たってから考えましょう。会員の皆様、幸運が訪れる事をお祈りします。

税理士にたずねてみよう 確かめよう

税金のことは税理士にご相談ください
にせ税理士にご注意を